

島原本広第1号
2020年4月1日

島根県知事 丸山達也様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 岩崎昭正

島根原子力発電所1, 2, 3号炉
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律等の一部を改正する法律附則に基づく届出について

標記につきまして、本日、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項」の規定に基づき、原子力規制委員会へ届出いたしましたので、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第8条第1項(9)に基づきご連絡いたします。

本件は、「核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を原子炉設置変更許可申請書本文へ第十一号として記載することが新たに規定されたことを受けて対応を行うものです。

添付資料

島根原子力発電所 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書(1号, 2号及び3号発電用原子炉)

以上